

平成16年度・17年度 山梨県図書館協議会報告書

これからの県立図書館の在り方について

—県立図書館の役割をどのように考え、実践していくか—

平成18年3月

山梨県図書館協議会



目 次

報告にあたって

報 告

I 具体的な項目に関する提言

1 県立図書館の任務・役割を考える場合の視点について ······ 1

(1) これからの県立図書館の役割 ······ ······ ······ 1

(2) これからの県立図書館が提供するサービス ······ ······ 2

① 資料・情報の集積及び内容の充実 ······ ······ 2

② レファレンスサービス ······ ······ ······ 3

③ ビジネス支援サービス ······ ······ ······ 5

④ 市町村立図書館への支援及び連携・協力 ······ ······ 6

2 生涯学習支援の方向性について ······ ······ ······ 7

(1) 県民が求める県立図書館としての生涯学習支援機能について ··· 8

(2) 民間活力の導入による生涯学習支援の可能性について ······ 8

① ボランティア、NPO 等との協働の可能性について ······ 8

② 生涯学習支援のための「情報提供」「情報発信」について ······ 9

〈資 料〉

平成 16・17 年度山梨県図書館協議会委員名簿

協議経過

報告にあたって

近年、地方分権、財政難、高度情報化等により、図書館政策も大きく変化している。平成15年6月、地方自治法の改正で、地方自治体が指定する団体に、公の施設の管理委託ができることになり、一部の図書館においては指定管理者制度を導入しようとする動きもある。また、市町村合併に伴う図書館の再編整備や新館開館、PFI方式による図書館建設の動きも見られるようになった。平成16年に三重県桑名市立図書館が、平成18年に東京都稻城市立図書館、平成20年には長崎市立図書館、平成21年に山梨県立図書館がそれぞれPFI方式で建設され、新たに開館することが決定している。

一方、日本経済の景気の低迷状況下、進行した競争社会、自己責任原則社会、また、急速な少子高齢化社会の進行の中で、人々の生活意識や行動のしかたが大きく変わり、図書館の利用のあり方も大きく変化してきている。社会と個人は様々な解決すべき課題に直面しており、課題解決のために知識と情報を図書館に求めている。より専門的な知識、技能の習得、起業のノウハウの取得等のために、個人の学習意欲は、ますます高まりを見せている。

今、このような個人の努力を支える環境の整備が必要とされており、図書館には、地域情報拠点として、これまで以上に人々の生活や仕事に役立つ図書館サービスを一層豊かに実現していくことが求められている。

平成16年2月に発表された県の新長期計画「創・甲斐プラン21」には、このような期待に応えて、生涯学習社会やIT社会にふさわしい新県立図書館の整備計画が位置づけられた。また、それに基づき、県は、平成16年度「県立図書館等複合施設基本構想検討委員会」を組織し、具体的な研究・協議を開始した。

山梨県図書館協議会は、県立図書館長の諮問に応えて協議を行い、諮問事項に関する答申あるいは報告、意見具申を行う館長諮問機関であるが、本期の任期が、県の新県立図書館整備計画の構想検討時期と重なることから、平成16・17年度山梨県図書館協議会（以下、「当協議会」）にはこの構想検討と連動しての協議が求められた。したがって、当協議会が受けた諮問事項は、

「これから県立図書館の在り方についてー県立図書館の役割をどう考え、実践していくか」というものであった。

また、具体的な検討事項として、次の2点が提示された。

- 1 県立図書館の任務・役割を考える場合の視点について
- 2 生涯学習支援の方向性について

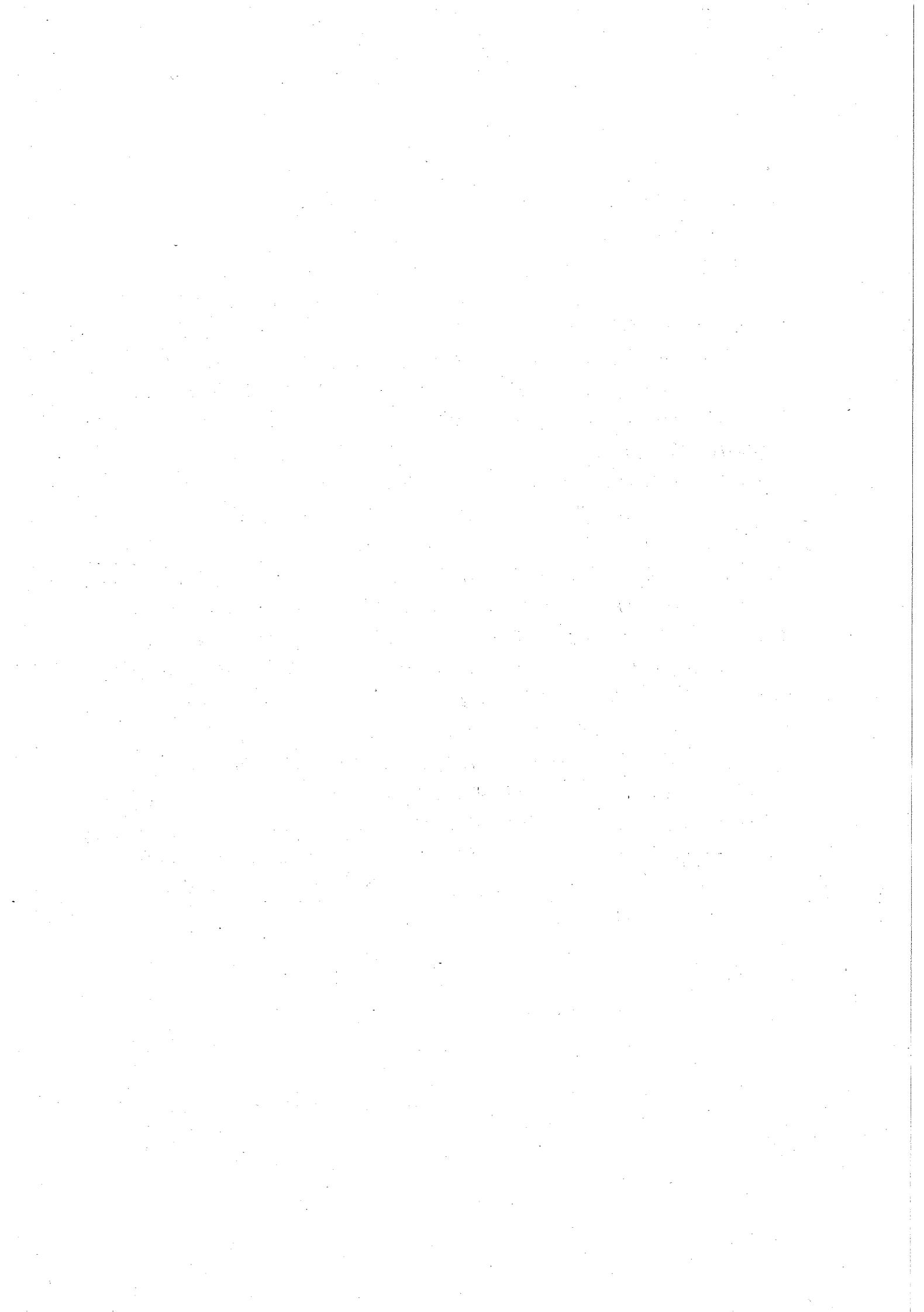
これを受け、平成16年度は、県の基本構想検討委員会の審議に併行しての協議を重ね、平成16年11月17日には、『新たな学習拠点の整備について』(別紙1)と題する当協議会の意見を基本構想委員会へ提出した。これには、「新たな学習拠点(県立図書館等複合施設)」における県立図書館機能発揮のための理念、資料・情報の集積及び内容の充実、レンタルサービス、ビジネス支援サービス、市町村立図書館との連携協力といったこれから県立図書館が提供すべき具体的なサービス、さらに民間活力の導入等に関する意見が提言の形で集約されている。県は、平成17年3月に、当協議会、関係審議会等の意見、県民からのパブリックコメント等も取り入れ、「新たな学習拠点整備基本構想」を構築した。当協議会は、平成17年度にはこの「基本構想」と館長諮問事項の重なる部分について協議を行い、さらに同年12月に県が発表した「新たな学習拠点整備事業実施方針」に対しては、『「新たな学習拠点整備事業実施方針」に関する山梨県図書館協議会としての意見』(平成18年1月15日)(別紙2)をまとめた。これには、実施方針に関する全体的な意見をはじめとして、官民パートナーシップによる運営について、県立図書館の名称の存続についても、協議会の意見を述べている。

本書は、上記のような経過を踏まえた当協議会の2年間の協議結果である。

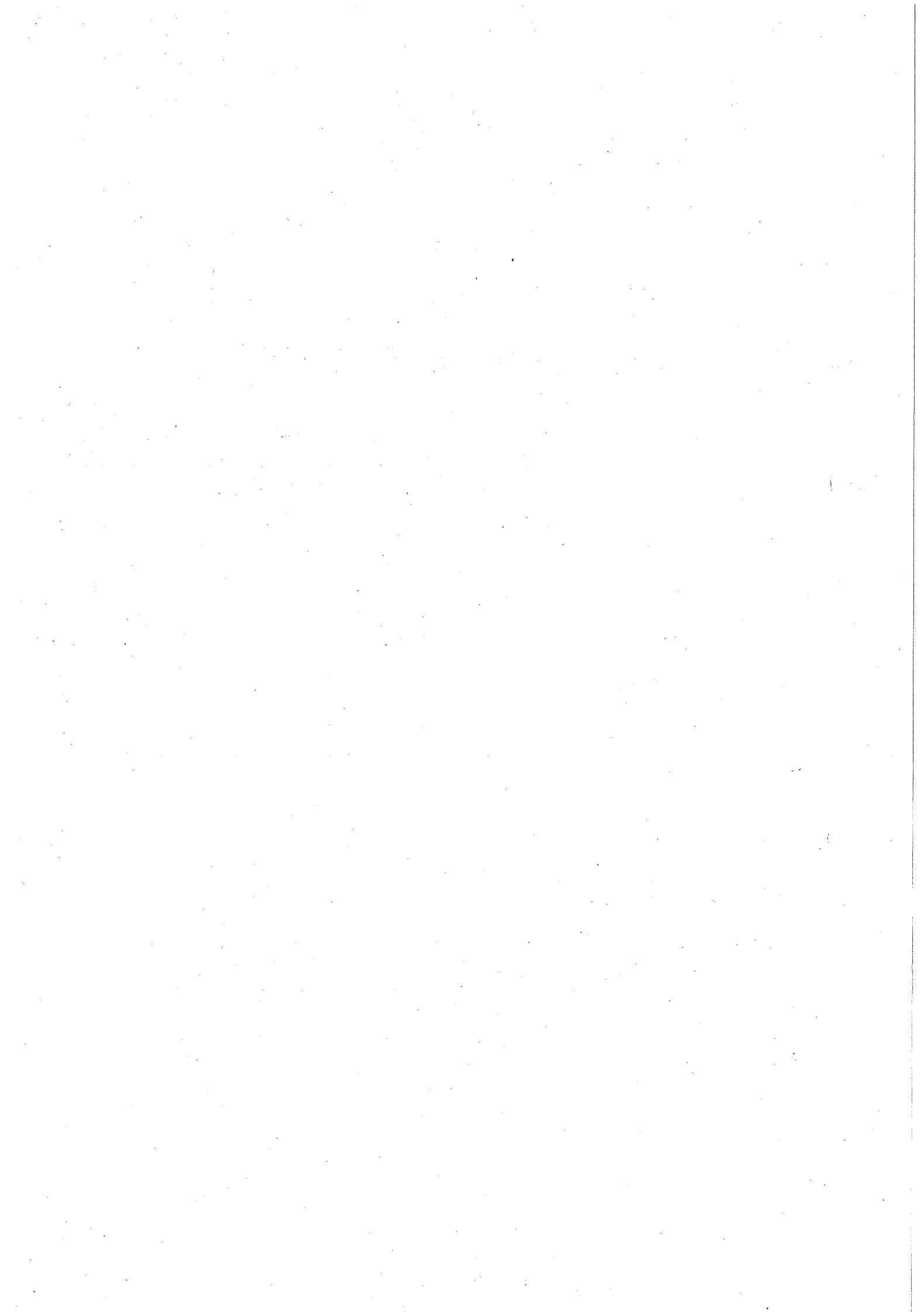
なお、本書を館長の諮問事項に対する「答申」という形でなく、「報告書」としたのは、これまでの検討をここで終わりとするのではなく、新しい学習拠点施設の開館に向けて、今後も引き続き検討を重ね、県立図書館の運営及びサービスのあり方に関する、より具体的な方法論を構築していく必要があると考えたためである。次期協議会にはこの点を期待する。

平成18年3月31日

山梨県図書館協議会
会長 西山賢吾



報 告



I 具体的な項目に関する提言

1 県立図書館の任務・役割を考える場合の視点について

平成13年7月、文部科学省から告示された「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」は、県立図書館及び市町村立図書館の運営について、その目指すべき基本的な方向について国が初めて示す公立図書館の基準として画期的なものになった。

その中で、県立図書館については、市町村立図書館の運営・活動の方向を前提にしながらその運営の基本原則が次のように掲げられている。

- ・都道府県立図書館は、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して資料及び情報を収集、整理、保存及び提供する立場から、市町村立図書館に対する援助に努めるとともに、都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- ・都道府県立図書館は、図書館を設置していない市町村の求めに応じて、図書館の設置に関し必要な援助を行うよう努めるものとする。
- ・都道府県立図書館は、住民の直接的利用に対応する体制も整備するものとする。
- ・都道府県立図書館は、図書館以外の社会教育施設や学校等とも連携しながら、広域的な観点に立って住民の学習活動を支援する機能の充実に努めるものとする。

山梨県立図書館は、こうした基本原則に基づき、当協議会による過去の答申、及び県の文教施策、さらには全国的にみても整備充実が著しいとされる県内市町村立図書館の動向等を踏まえつつ、運営・活動を展開してきたが、今回、新たに「新県立図書館構想」の具現化という大きな検討課題が加わることになった。

これからの県立図書館の在り方を考えるとき、このような状況を見据えながら、あらためて県立図書館としての存在意義を確認しつつ、県民生活に役立つ未来志向的な県立図書館像を構築するという視点が不可欠である。

(1) これからの県立図書館の役割

県立図書館、生涯学習推進センター及び集客・交流施設を一体的に整備する新たな学習拠点は、市町村立図書館等の充実や自立化等の状況を踏まえると、それら施設への支援とともに、今日の錯綜した課題の解決に役立つ、より専門的で、より実践的なサービスを長期的に安定して提供し、県民の自発的な学習活動を支援する機能を持つことが求められている。

そのため、新たな学習拠点は、これまでの「集積する知」を扱う教養型サー

ビスの提供から、「実践のための知」を扱う課題解決型サービスの提供を行う、本県の「知の創造拠点」として位置づけられるべきである。

また、新たな学習拠点が、県民から知の創造拠点として持続可能であると評価されるよう、社会の変化に対応しながら県民にとって常に有効なサービスを提供し続けることが必要である。

新たな学習拠点は、これまで県立図書館が提供してきた「資料収集・保存」「閲覧サービス」「市町村図書館支援」機能に加え、「ビジネス支援」など、新たな社会の要求に応えていくことが求められている。このように図書館活動は、いま大きな転換期を迎えており、これから県立図書館には、従来の県立図書館の機能をさらに拡大、充実させた施設として発展することが期待される。具体的には、専門的な資料、情報の充実と高度なレンタルサービスの提供、市町村支援、ネットワークの整備等を通じて、さらに、県民の生活向上に役立つ施設として、その存在が際だつように実現されることが望まれる。

このようなサービスを日常業務として、実践していく新たな学習拠点での運営方法については、PFI導入、指定管理者制度の適用等により、限られた行政財産の効率的な運用を行い、事業全体のコストの縮減とサービスの向上を図っていく必要がある。官民の連携・協力も重要な要素となる。

ただし、レンタルサービスや市町村支援、蔵書の構築に関する方針の決定やその具体化等については、図書館サービスの根幹を支える基幹的業務であり、その遂行には、図書の専門性のみならず、組織としての経験の蓄積が不可欠であることから、これまでの県立図書館の実績をもとにさらに発展できるよう、今後も県職員が担うべきである

(2) これからの県立図書館が提供するサービス

① 資料・情報の集積及び内容の充実

図書館は、県民が抱える様々な課題を解決するために必要な資料・情報を収集・保存し、提供していくことと、そのために、必要な知識や情報を入手できる環境を整備し、それを個々人が的確に活用できる能力を備えられるよう、社会情勢の変化に対応しながら、継続して支援していく必要がある。

また、新たな学習拠点が目指す「知の創造的編集の広場」としての機能を發揮するため、県民が自ら学ぶことを通じて、様々な課題解決ができる能力を養えるよう必要な資料・情報を収集していくことが重要である。

・県立図書館と市町村立図書館は、平成13年7月、文部科学省から告示された「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が示しているように、そ

れぞれの図書館の役割や地域の特色を踏まえた、資料・情報の収集・整理・保存及び提供について、連携・協力を図っていかなければならない。

- ・県立図書館は、市町村立図書館との連携・協力・役割分担を有効に機能させるために、市町村立図書館がより地域・家庭に密着した身近な資料を収集するのに対し、県立図書館はより専門的な資料、レファレンス資料、ビジネス支援資料、地域の貴重資料の集積を目指すべきであり、そのことにより市町村立図書館を支援していくとともに、新たな学習拠点として、山梨の中核となる図書館に相応しい資料を収集していくことが必要になる。
- ・県立図書館として行うサービス提供に必要な蔵書を確保していく必要がある。例えば、県民の生涯学習を支援するために必要な社会科学・自然科学分野の資料、専門的な調査研究及び課題解決の支援に必要な専門書、また起業及び職業能力の向上等のビジネス支援に必要な企業情報等、明確なサービス目標に基づいて効果的な資料収集を行うことが重要である。
- ・活字資料は、将来にわたって必要不可欠な資料であるが、CD-ROMやDVDなどの電子メディア資料やデジタル情報など、近年のIT化の進展に対応した多様な媒体資料を収集保存し、様々な情報ニーズに対応していくことが必要である。
- ・最近の急速な社会の変化に対応するため、県民の日常生活から生まれる要求に直結する資料・情報（行政資料・最近時資料など）の集積に取り組む必要がある。
- ・県民が住んでいる山梨の歴史・風土・生活習慣・産業等に关心を持てるよう、地域の貴重な資料（山梨県固有の歴史的資料）・情報の収集・保存に取り組む。また、県及び県内市町村発行の行政資料等も収集し、加工して、地域振興に役立つ方法で資料を提供していくことが必要である。
- ・貴重な地域資料については、デジタル化に努め、その活用を図る必要がある。

② レファレンスサービス

図書館は、県民ひとりひとりが抱える課題の解決及び県民の多様な学習活動や調査研究活動を、図書館の有する資源及び機能を活用して支援する。さらに、図書館資料の有効な活用を促進するためのサービスを展開する必要がある。

また、県立図書館が行うレファレンスサービスとして重要なことは、県民がどこからでもサービスを享受できる体制を創ることである。その一つとして、市町村立図書館、教育機関等を支援する協力レファレンス体制の確立や人材の育成を行う必要がある。

- このようなサービスを展開するための要件として、
- ・適切なコレクションの構築と各種情報源へのアクセスの確保
 - ・情報の専門家としての十分な知識や経験を有した司書の配置
 - ・利用者の調査要望に対して迅速に対応ができる環境設備
- などがある。
- 具体的なサービスとして、次のようなものが挙げられる。
- ＜直接的レファレンスサービス＞
- ・電子メール、文書、FAXでのレファレンスを受け付けるノンストップ（注1）受付サービス
 - ・充実した資料、情報の蓄積と専門のスタッフによるワンストップ（情報の総合窓口）（注2）サービス
 - ・各分野に特化したレファレンス職員を配置し、利用者の情報ニーズに常時対応が可能なレファレンスデスクによるサービス
- ＜レフェラルサービス＞（注3）
- ・図書館内に存在する情報や資料ばかりでなく、各種機関が所有する情報を、それぞれの機関と協力して体系化した情報探索支援
 - ・専門情報機関等に対する資料の照会や借受、文献複写依頼等の仲介
 - ・国立国会図書館で構築している「国立国会図書館総合目録ネットワークシステム」や「国立国会図書館レファレンス協同データベース」への参画、及びその活用
- ＜間接的レファレンスサービス＞
- ・利用者のセルフレファレンスを援助するための環境整備を行う。
 - ・分野別資料配架や高度で専門化した調査に対応できる資料の収集
 - ・レファレンスデータベースの構築
 - ・テーマ別調べ方マニュアルの作成
 - ・目録情報並びに書誌・索引情報等の二次資料の作成
 - ・社会状況から予測される主題に関し、必要な資料及び情報源を整備、作成し、付加価値のついた情報を発信する。
- ・パスファインダーの作成（注4）
- ・分野別情報源（リンク集）の作成
- ・SDIサービス（注5）
- ・オンラインデータベースの導入、各種機関とのネットワーク等の推進、活用を図り情報への開かれたアクセスを確保し、利用者が適時に情報入手ができる環境整備を行う。

- ・多様化する情報ニーズと情報形態に対応するための専門研修への職員の参加を促す。
- ・県内のレファレンスサービスの推進者として、市町村立図書館職員を対象とするレファレンススキルアップ研修の開催、人材育成計画の作成と推進を図っていく必要がある。

③ ビジネス支援サービス

創業の実現による就職機会の拡大、地域経済の活性化を図るため、起業、独立創業、経営改善、技術向上、就職など、県民の仕事に役立つビジネス関係資料に特化した資料・情報を整備し、提供する必要がある。

また、いわゆるマイクロビジネス（注6）に携わる個人事業者をはじめ、若者や主婦、高齢者等、情報アクセスに課題を抱える県民にも、ビジネスに必要な情報やデータベース等へアクセスができるような環境整備をする。また、レファレンスサービス等を通して、必要な情報が収集できるよう、情報面、人的面から積極的にサービスを提供しなければならない。

山梨県立図書館の目指す「ビジネス支援図書館」像は、経済面だけではなく、地域性を踏まえ、「働く人を支援する図書館・仕事に役立つ図書館」であるべきである。具体的には、次のようなサービスを展開し、より実用的な資料や情報の提供と発信に努めていく必要がある。

- ・地場産業をはじめ、地域経済の活性化に役立つ情報の集積と発信による地域産業支援。
- ・地域社会の活性化を図るため、県政の課題解決や新しい施策を展開するために必要な資料、情報の提供による行政支援。
- ・県民が生活していくために必要な行政や医療、福祉、教育、子育て等に関する情報の提供をはじめ、地域社会が抱える様々な課題を的確に解決していくために必要な情報の発信に取り組む生活支援。

これらのことを行っていくためには、地域の知的情報資源の拠点として、産業支援機構、商工会議所、商工会等の団体や自治体の関係部局、試験研究機関、及び大学等との連携・協力体制を確立し、人材の育成も視野に入れたネットワークを積極的に構築していくことが重要である。

また、新たな資料の整備とともに、従来から重点的に収集に努めてきた地域資料を有効に活用しなければならない。

④ 市町村立図書館への支援及び連携・協力

県立図書館が、県民に対してより広範な情報や実践的な学習機会の提供などを行うためには、市町村図書館・関連施設と役割・機能を分担しながら、効果的にサービスを提供していく必要がある。

また、県による市町村立図書館への今後の支援のあり方を考えるためには、国の「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を基本に据えながら、県行政と県立図書館、市町村立図書館がそれぞれ果たすべき役割を明確にし、相互に連携のための共通認識を形成していくことが重要である。特に県立図書館と市町村立図書館は、それぞれの役割を明確にし、広域的な需要に応じた事業を県が、地域の実情に応じた住民サービスを市町村が中心になって行うものとして、より一層の連携協力を図っていくべきである。その上で県立図書館は、県と市町村がそれぞれの役割に応じて行う事業基盤の共有化を進め、必要に応じて共同事業として実施するなど、県内全域で図書館サービスが一つの社会基盤として機能するよう調整する役割を担うべきである。

このような基盤整備のためには、それぞれの図書館の持つ資源の共有化を図り、資料、イベント、施設・設備等の共通利用を促進する必要がある。そのためには県立図書館が中心となって次のような事業を推進することが求められる。

- ・ 現在も運用し、効果を上げている総合目録データベースをはじめとする、館種を超えた図書館ネットワークシステムを整備し、レファレンス共同データベース、デジタル化資料共同データベース、資料相互貸借と窓口共通利用のためのシステム構築など、協力のための仕組みを整備することにより、図書館資源の共有化を進める。
- ・ 共同事業により、分担収集・分担保存の検討、有料データベースの共同利用、電子ジャーナルの共同契約などを行い、効率的な資料・情報の提供体制を構築することによって、各図書館の機能向上に努める。
- ・ 市町村立図書館との共同事業を円滑に実施するための協力連携組織を設立し、その中心となって運営するとともに、県外図書館及び全国ネットワークとの連絡調整を行う。
- ・ 県内全域で図書館サービスを効果的、効率的に実施するための調査・研究を実施し、現状の評価・分析を行うことによって改善策を提示していく。

また、県内全体の基盤整備と同時に、それぞれの図書館がサービス機能の高度化を図ることも重要である。つまり、最終的なサービス窓口、各図書館のサービスが充実しないと、県内全域での図書館サービスの向上につながら

ないからである。そこでサービス面での役割・機能の違いを次のように捉え、県立図書館の役割を確認したい。

- ・県立図書館は、すべての県民が必要な知識や情報を公平に入手できるような環境整備をするとともに、個人や地域社会が抱える様々な課題を的確に解決できるように、より実践的なサービスを提供していく。具体的には、より高度で専門的な資料を収集し、専門資料群を背景とした、ビジネス支援への取り組みやレファレンスサービス、高度情報通信ネットワーク社会に対応した基盤整備と電子情報サービス、県外、国外の図書館や専門機関との連携によるサービス、市町村立図書館をサービス対象としたサービス支援や運営相談などである。
- ・市町村立図書館は、地域に密着した情報拠点として、住民が求める資料や情報を網羅的に収集し、提供する。また、本の読み聞かせなど、子どもの読書サービス、放課後教室や読書クラブなど小中学校教育や地域の学校図書館を支援するサービスを行う。地域住民の暮らしをサポートするレファレンスサービスを行う。

ここで特に重視しておきたいのは、県立図書館が担うべき重要な役割としての市町村図書館支援である。上記のようにサービス面での役割分担を行いながら、各図書館の機能向上を図るために、県立図書館による市町村支援事業が欠かせないものとなる。市町村立図書館支援の具体的な方策としては、先にあげた基盤整備を進めると同時に、より直接的に県立図書館による相互貸借資料支援、ネットワーク運営、協力レファレンス等の資料・情報提供面での支援、市町村図書館等の運営、活動面での支援、市町村図書館等職員の研修等による人材育成面での支援などを、より積極的に行う必要がある。

2 生涯学習支援の方向性について

わが国における生涯学習の施策は、自己の充実・啓発や生活向上のため、趣味・文化・教養等を中心に自発的な意志に基づいて行うことによりこれまで重きを置かれてきた感がある。今後は、社会環境の変化に伴い、生涯学習の範囲はより広がりを見せ、生涯のすべての段階における望ましい学習環境の整備が求められている。

また、「21世紀は学習の時代である」と言われるように、学歴を尊重する社会から何かをするための能力を身につけるという学習歴を尊重する社会に変わろうとしている。

山梨県では、生涯学習活動に対する県民の意欲に応えるため、これまでに、生涯学習推進センターを設置し、市町村や高等教育機関、民間の学習機関等と連携しながら県民が学びやすい環境の整備に努めてきた。今後、県民の学習ニーズは、高度化・多様化することが予測されるとともに、学ぶだけでなく学んだ成果を地域や職場に活かしたいという傾向が強まっていくと考えられる。このため、学びを通して、個人が抱える課題の解決に生かすことができる、より実践的な学習活動を支援していく必要がある。

これから県立図書館の在り方を考えた場合、県立図書館は、県民ひとりひとりが抱える課題の解決及び県民の多様な学習活動や調査研究活動を支援する機能をさらに高め充実する必要がある。つまり、ビジネス支援サービスをも含めた、質の高いレンタルサービスの提供を図書館サービスの基本に置きつつ、資料・情報の充実及び提供、市町村立図書館への支援、学校図書館、大学図書館及び他の都道府県立図書館等との連携・協力を図っていくことが必要である。

(1) 県民が求める県立図書館としての生涯学習支援機能について

情報化・ネットワーク化、産業構造の変化等の社会状況下で、図書館が生涯学習施設として十分に機能し続けるためには、図書館サービスの高度化や多様化としての電子的情報資源への対応や情報リテラシー教育、高齢者等へのサービスの充実、多文化サービスの実施等といった従来から公共図書館が重視していたサービスに一層注力するとともに、産業、ビジネス、行政、学術等の各情報分野についても高度で専門的な情報提供を行っていく必要がある。

そのためには、サービスの基盤としての図書館の蔵書はより専門性を高め、大学図書館、専門研究機関等と連携し、質の高いレンタルサービスを行い支援していく必要がある。

また、個人の生涯学習への取り組みを一層支援するために、図書館は、市町村立図書館、学校、関係諸機関と連携しながら、図書館情報ネットワーク環境を整備していく必要がある。

(2) 民間活力の導入による生涯学習支援の可能性について

① ボランティア、NPO等との協働の可能性について

近年のNPO法人やボランティアの活動は注目すべきものがある。県内においても約160団体が活発な活動を行っている。専門的知識、技術を持つNPO法人やボランティア等と協働することはサービスのレベルアップにつながるとともに、図書館活動への住民参加の機運を生み出す意味でも効果的である。

山梨県立図書館においては、より開かれた図書館を目指し、地域社会に貢献しようとするボランティアに活動の場を提供することを旨に、平成15年度からボランティアの導入を開始した。現在、「資料整理」と「環境美化」の業務において、活動の場を提供している。今後も、ボランティアとして知識・技能の提供希望者に対し、活動の場を提供するとともに、活動できる条件整備に努める必要がある。また、ボランティア活動への参加自体がボランティアにとっての生涯学習活動そのものになっていることを常に考慮していくことが必要である。

NPO法人との協働については、県が進める「公共施設改革プログラム」の趣旨に基づいて、平成16年度から講座・講演会の開催等を協働で行っている。

今後も、県立図書館とNPO法人は、ともに義務と責任を分担して協働しながら事業を推進していく必要がある。

② 生涯学習支援のための「情報提供」「情報発信」について

図書館は、地域社会における様々な資料や情報を有効活用できるよう情報基盤の整備をすることが重要である。

図書館は、資料の所蔵情報を提供するだけでなく、地域の課題に応じて独自のコンテンツを作成し、資料の付加価値を高めて発信することが必要である。

また、図書館のホームページから地域の人々が自分が求める情報を自ら探し出すことができるよう情報の提供や情報の発信を積極的に行う必要がある。

その際、図書館自身が信頼性の高い情報ゲートウェイ（入り口）としての機能を果たすべきである。また、地域の状況を考慮しながら、発信する情報の付加価値を高めていくことが必要である。

〈本文注〉

(注1) ノンストップ

24時間受付サービス。

(注2) ワンストップ

1つの窓口で、諸手続きや複数の情報入手が可能な行政サービス。

(注3) レフェラルサービス

利用者の情報要求に対して、他の図書館や専門機関、専門家を照会したり、利用者をそちらに紹介する情報サービス。

(注4) パスファインダー

ある特定のトピックや主題に関する資料や情報を収集する手順を簡便にまとめたもの。

(注5) SDIサービス(Selective Dissemination of Information の略)選択的情報提供。

特定個人に向けて、テーマ別に登録制度を設け、必要な情報だけを定期的に提供するサービス。

(注6) マイクロビジネス

個人事業主及び従業員5人以下の零細法人の経営者。

新たな学習拠点の整備について

山梨県図書館協議会

1 新たな学習拠点における図書館機能発揮のための理念

山梨県図書館協議会としては「新たな学習拠点整備」の一環として、県立図書館が整備されることに大きな期待を抱くものである。

県立図書館は、県民生活に必要な資料・情報を蓄積し提供する学習拠点であり、県民利用者へ質の高い図書館サービスを提供する役割を担っている。

この役割を果たすために、県内市町村立図書館や県外公立図書館、及び大学、研究所等の専門機関などと連携・協力し県民の多様な要求に応える、中核図書館としての機能を発揮するという理念を明確にされたい。

2 全体的な意見

現在の県立図書館は建築後30数年が経過し老朽化、狭隘化が大きな課題となっているとともに、市町村立図書館の充実、高度情報化の進展等により県立図書館に期待される役割、機能が変化する中で新たな整備が必要な状況になっている。

現在計画されている新しい県立施設は、甲府駅北口県有地という立地要件も申し分なく、施設全体としての機能から考えても、新時代にふさわしい県民の学習拠点施設として評価できる。

その中で計画される新図書館は、専門的な資料・情報の収集と高度なレンタルサービスの提供などを通じて、十分に機能が発揮される方向で実現されることを望みたい。

3. 具体的な意見

(1) 「新たな学習拠点の整備」における図書館機能について

新施設における図書館機能として、次を提案する。

県民が、必要とする知識や情報を容易に入手し、課題解決のために効果的に利用できる場を提供する。

- * 県民の調査研究及び地域の生活・文化・産業・経済の発展に役立つこと。
- * 高度で多様化するレファレンスサービスに対応すること。
- * 「山梨」に関する貴重資料の収蔵など、地域の知財センターとして機能すること。

(2) 新県立図書館機能の具体的なサービス内容について

資料・情報の集積及び内容の充実

- ・県立図書館として行うサービス提供に必要な蔵書を確保する必要がある。
- ・蓄積された資料群を基盤に、明確なサービス目標に基づいて、効果的な資料収集を行うことが重要である。
- ・市町村立図書館との連携・協力を有効に機能させるために県立図書館ならではの専門的な資料・情報の集積を目指すべきである。
- ・活字資料は、将来にわたって必要不可欠な資料であり、デジタル情報など多様な媒体資料と組み合わせながら、収集・保存し、さまざまな情報ニアーズに応えていくことが必要である。
- ・日常的な県民生活から生まれる要求に直結する「アクティヴな資料・情報（行政資料・最近時資料など）」の集積に取り組む必要がある。
- ・本県の「知財センター」として、貴重な資料・情報の保存に取り組むとともに、資料・情報を加工し、地域振興に役立つ方法で資料を提供していく必要がある。

□ レファレンスサービス

- ・外部データベースへの接続、各種機関とのネットワークなどの活用によりビジネス支援に代表される高度で専門的なレファレンスサービスへの要求に応えるための環境整備が必要である。
- ・全国の図書館とのネットワークシステムを構築し、図書館所蔵書誌データベースの整備、アクセス環境を実現する必要がある。
- ・県立図書館サービスの眼目としてとらえ、資料面、及び人的、方法技術論的にも一層成熟させていく必要がある。

□ ビジネス支援サービス

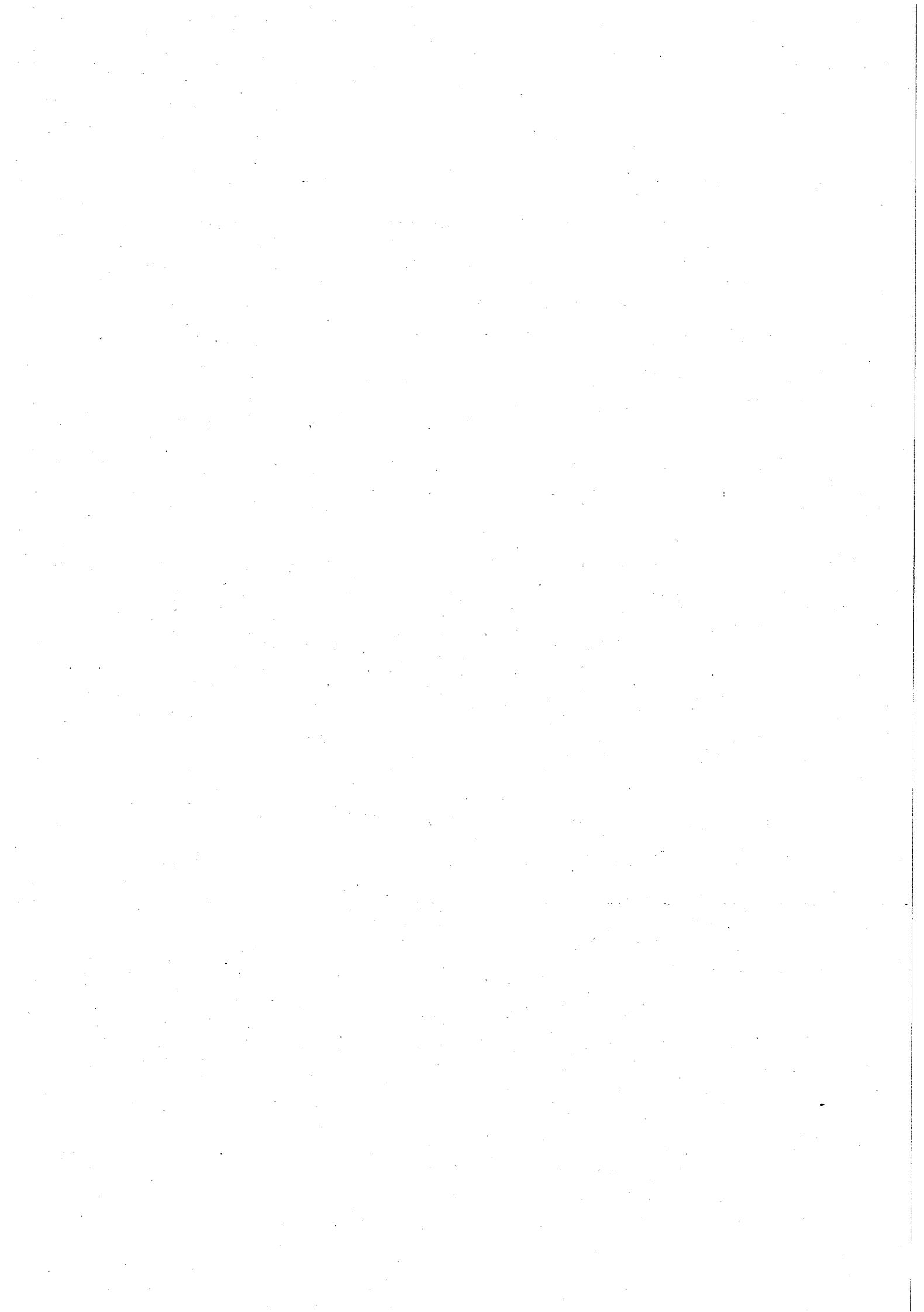
- ・公立図書館による生活支援、地域産業支援、行政支援などの「ビジネス支援サービス」に最も必要となる人材の育成に取り組んでいくとともに、産業支援機構、商工会議所、商工会などの団体や自治体の関係部局、試験研究機関、及び大学等とのネットワークを構築することが重要である。
- ・資料・情報の集積・充実が第一の要件であり、地域資料とも連動させて取り組む必要がある。

□ 市町村立図書館等との連携・協力

- ・市町村立図書館等との連携・協力関係は今後とも重要であり、連携強化に向けた新たな仕組みづくりに取り組む必要がある。

(3) その他

- ・県立図書館運営に関するP.F.I方式をはじめとする民間活力の導入は、注目すべきことではあるが、その導入方法、内容・形態等について、慎重に精査・検討されることを望みたい。



「新たな学習拠点整備事業実施方針」に関する山梨県図書館協議会としての意見

(山梨県図書館協議会事務局)

1 全体的な意見

県立図書館、生涯学習推進センター及び集客・交流施設を一体的に整備する新たな学習拠点は、今日の錯綜した課題解決に役立つ、より専門的で、より実践的なサービスを安定して提供し、県民の自発的な活動を支援する機能を持つことが求められている。

そのためには、従来の県立図書館機能を拡大、発展させた施設である必要がある。

専門的な資料、情報の充実と高度なレンタルサービスの提供、市町村支援などを通じて、県民の生活向上に寄与する施設として実現されることを望みたい。

2 具体的な意見

(1) 官民パートナーシップによる運営について

新たな学習拠点の運営方法については、PFIの導入、指定管理者制度の適用など、限られた行政財産の効率的な運用を行い、事業全体のコスト縮減と県民向けサービスの水準向上を図っていく必要がある。

そのためには、官民の連携・協力が重要であると考える。

実施方針に提示されている官民の業務の切り分けについては、レンタルサービスや市町村立図書館の支援など基幹的業務は県職員が担うこととなっており、このことは、評価すべき点である。

「選書」についても、司書の専門性を發揮する業務として位置づけていただくことを要望する。

(2) レンタルサービスについて

県民ひとりひとりが抱える課題の解決、及び県民の多様な学習活動や調査研究活動の支援、また、市町村立図書館活動を支援する高度で専門的なレンタルサービスへの要求に応える必要がある。そのためには、資料の充実と併せ、職員の体制の充実も望みたい。

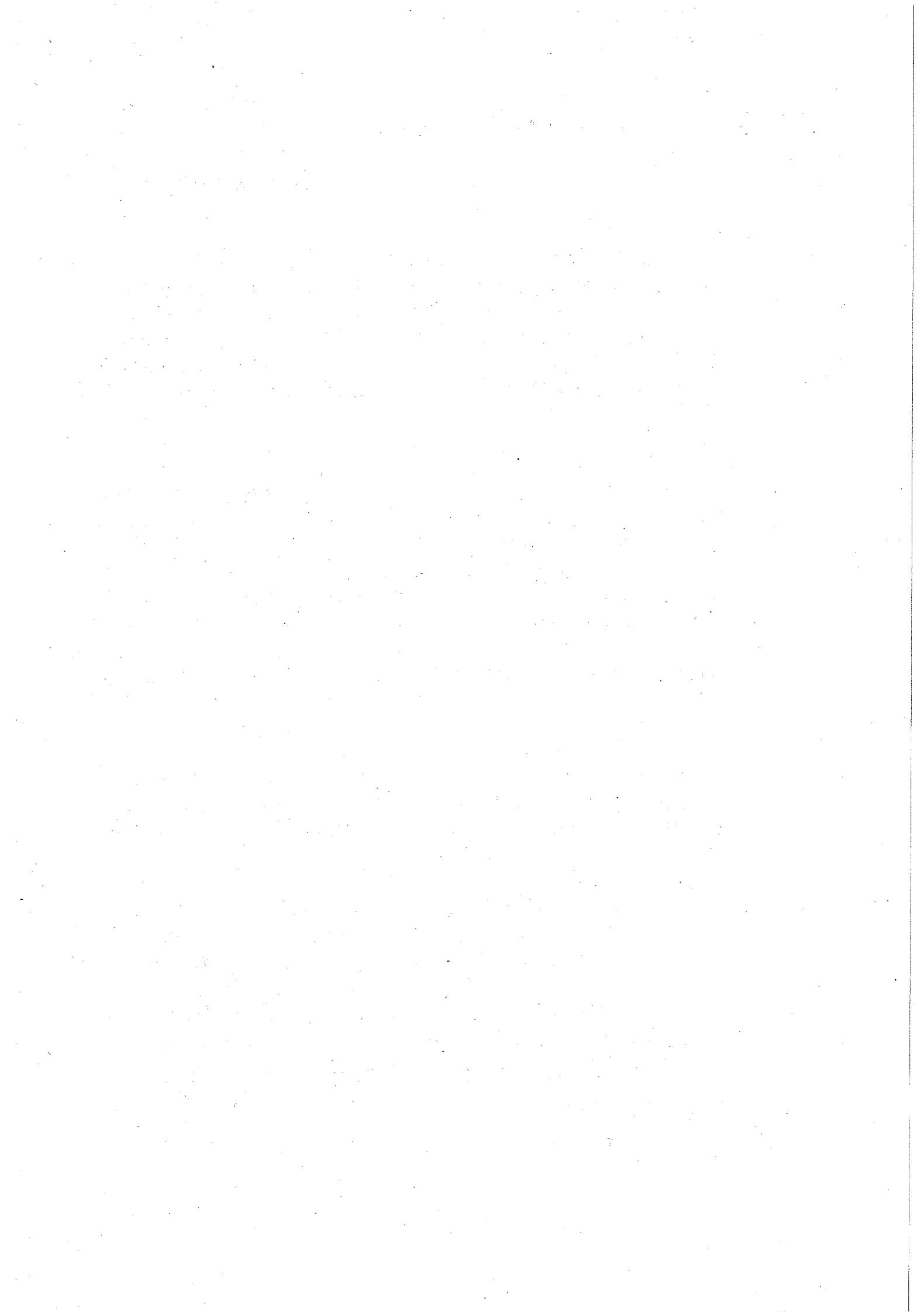
(3) 県立図書館の名称の存続について

新たな学習拠点は、現在の県立図書館、生涯学習推進センター等の機能を融合化した施設であるので、その総合的な機能を表す上でもっとも相応しい名称を検討してほしい。

ただし、その中で、図書館機能を有する部分については、「図書館」をイメージさせる名称を付与することを考慮していただきたい。

こうした工夫により、なんらかの形で「県立図書館」の名称を残すことを希望する。

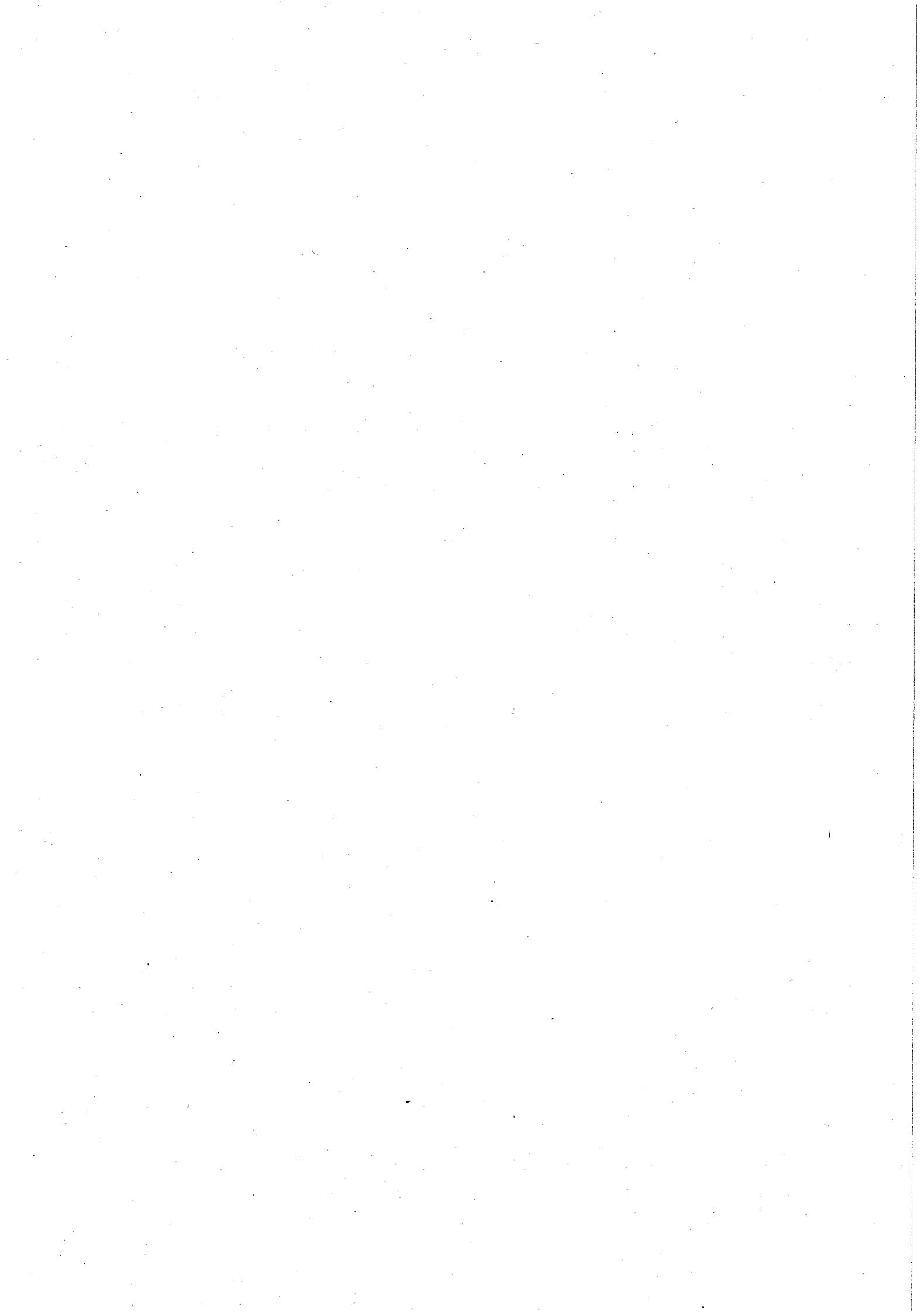
平成18年1月15日



〈 資 料 〉

平成 16・17 年度山梨県図書館協議会委員名簿

協 議 経 過



山梨県図書館協議会委員名簿

任期 平成16年7月24日～
平成18年7月23日

No.	氏名	所属・職業等	性別	適用
1	いわま 岩間 敏雄	巨摩高等学校校長 高校教育研究会図書部会会長	男	学校教育関係者
2	とばし 土橋 士郎	下部中学校校長 山梨県学校図書館教育研究会会長	男	
3	ひろせ 廣瀬 敏夫	甲府市立東中学校教諭	男	
4	あおいけ 恵津子	都留市立図書館主査司書	女	社会教育関係者
5	しん どう 新藤 恵	北杜市大泉金田一春彦記念図書館館長	女	
6	そねはら ひさし 曽根原久司	NPO 法人えがおつなげて代表理事	男	
7	にしやま 西山 賢吾	山梨文化学習協会理事	男	学識経験者
8	くぼた 文明	(財) やまなし産業支援機構総務部長	男	
9	くりた 真司	山梨大学教育人間科学部助教授	男	
10	こみやま みつえ 小宮山光江	図書館利用者	女	学識経験者
11	さかがわ 玲子	前日本図書館協会事務局長	女	
12	たなか 陽子	図書館利用者	女	
13	はや かわ 源	(財) 山梨総合研究所専務理事	男	
14	まえその 前園 主計	山梨英和大学教授	男	
15	よしかわ 豊子	山梨県立大学教授	女	

平成16・17年度山梨県図書館協議会協議経過

回 数	開 催 日 時	協 議 内 容
第1回	平成16年 8月4日	<ul style="list-style-type: none"> ○委員委嘱式 ○諮問事項趣旨説明 ・全体的な検討項目 ・具体的な検討項目 ・特記的検討項目
第2回	平成16年 9月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○「新たな学習拠点（県立図書館）が備えるべき機能とサービス提供方法について」
第3回	平成16年11月10日	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回協議概要（報告） ○県立図書館等複合施設基本構想検討委員会への意見・提言について
第4回	平成17年 7月13日	<ul style="list-style-type: none"> ○平成16年度協議概要（報告） ○市町村立図書館等との役割分担及び支援について <ul style="list-style-type: none"> ・市町村立図書館等との役割分担について ・市町村立図書館等の支援方策 ○開催スケジュールと協議事項について
第5回	平成18年 1月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○平成17議年度協議概要（報告） ○これから県立図書館の在り方について ○計画が進行中の県立新施設の方向性に関する意見について ○協議経過のまとめ方及び今後の日程について
	平成18年 3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ○館長諮問事項の報告書提出